

委員からお求めのあった事項について

厚生労働省年金局
平成28年1月19日

年金積立金を巡る過去の審議会、検討会等の被保険者の関与についての議論

年金自主運用検討会報告書(抜粋) 平成9年9月1日

4. 年金積立金運用の新たな仕組み

(2) 保険料拠出者の代表等からなる運用委員会の設置

年金積立金の運用は、将来の保険料水準に影響を与え、保険料拠出者の利害に直結する問題である。したがって、運用の基本方針の策定等運用の重要事項の決定に当たっては、保険料拠出者や金融・経済の専門家の意見を反映させるとともに、これらの者が運用全般について監視する仕組みを作ることが必要である。

具体的には、保険料拠出者の代表や金融・経済の専門家が参加する「運用委員会」を設ける必要がある。「運用委員会」は、年金積立金の運用全般について諮問に応じるとともに、意見具申や建議を行い、また、運用管理機関の指導監督の状況を含め、年金積立金の運用状況を監視するものとする。なお、「運用委員会」の意見については、保険者(厚生大臣)がこれを尊重しなければならないこととする。

年金審議会「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見」(抜粋) 平成10年10月9日

<新しい自主運用の在り方>

- 自主運用に当たっては、将来にわたり年金給付が確実に行われるよう、安全確実な運用を行い、年金財政の安定を実現することを基本とし、運用リスクの管理に最大限努力すべきである。あわせて、運用収入によって将来の保険料負担の増加を抑制するため、効率的な運用を行うべきである。

このため、「年金自主運用検討会報告(平成9年9月)」及び「年金積立金の運用の基本方針に関する研究会報告(平成10年6月)」を踏まえ、市場を通じた運用を基本とした自主運用の具体的な仕組みを構築していく必要がある。その際、以下の点に特段の配慮を払うべきである。

- ・保険料拠出者の代表の参加を得て、その意向を十分反映させる。
- ・責任体制の明確化を図る。
- ・情報の公開と透明性の確保を図る。
- ・「運用の基本方針」を策定し、その下で安全・確実な運用を基本として効率的な運用を行う。
- ・有価証券市場への影響や株式投資による企業経営への影響が不適切なものにならないようにする。

年金積立金を巡る過去の審議会、検討会等の被保険者の関与についての議論

公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議報告書(抜粋) 平成25年11月20日

Ⅲ リスク管理体制等のガバナンスの見直し

④ ステークホルダーの参画

公的年金については、保険料拠出者である労使の意思が働くガバナンス体制が求められるが、「被保険者」には様々な世代や立場の人たちが含まれるほか、社会保障としての年金制度を維持するための税金を含む国民負担の在り方に関わること等から、選任された者は、被保険者をはじめとする国民全体の利害を考慮して行動することが求められる。

公的年金の財政方式の推移

- 我が国の公的年金制度も制度発足当初は、「積立方式」としてスタート
- 高度成長に伴う給付水準の改善を行う中で「賦課方式」としての要素を強めていくことに

○ 制度発足時には、積立方式を採用

※ 将来にわたって一定の率で収支均衡が図られるような保険料率(「平準保険料」)を設定

○ 戦後のインフレによる積立金の目減りや疲弊した経済状況での負担能力を考慮し、平準保険料を下回る保険料を設定し、保険料を将来に向けて段階的に引き上げていく方式(「段階保険料方式」)を採用 ⇒ この時点で純粋な積立方式からは乖離

※ 昭和29年の制度改正で、少なくとも5年ごとの財政再計算(保険料率の見直し)を行うことを法定化

○ 高度成長に伴って物価や賃金が上昇する中で年金の実質価値を維持する仕組みとして、昭和48年の制度改正で「物価スライド」、「賃金再評価」の仕組みが導入 → 物価スライドや賃金再評価に要する原資を後代の保険料負担により賄うとしたことで「賦課方式」の要素が強まる

※ ただし、当時はまだ保険料収入が年金給付額を上回っていたため、「修正積立方式」と説明

○ 昭和60年の制度改正で基礎年金制度を創設、産業構造の変化により、旧国民年金の被保険者となる農業・自営業者が大きく減少する中で、国民年金を全国民共通の基礎年金に再編し、被用者年金制度を含めた制度全体で費用を拠出する方式を導入 → 基礎年金の財政は、完全に賦課方式で運営されていること、当時の財政見通しでは高齢化のピークを過ぎた後は積立金は給付費の1年分程度となることから「賦課方式」を基本と説明

※ 平成16年の改正では、積立金は急速な高齢化の進行の影響を緩和する位置づけであることが明確となり、おおむね100年程度の期間で、給付費1年分に相当する積立金を残して、年金財政を均衡させる方式を導入

《保険料率の沿革》

11.0%*
(昭和19年)



(引下げ)

3.0%*
(昭和23年)



7.6%*
(昭和48年)

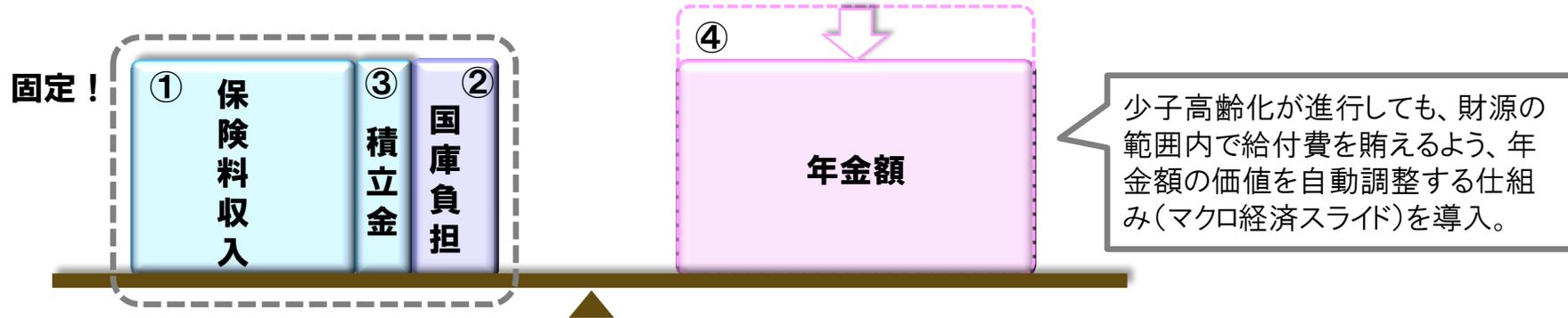


12.4%*
(昭和60年)

* 保険料率は、いずれも標準報酬ベース

平成16（2004）年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 社会保障・税一体改革関連法の成立により、平成16年改正財政フレームは一定の完成をみている。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。（保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記） ※現在の保険料：

| | |
|--|-----------------------|
| ・厚生年金：18.30%（労使折半）（平成16年10月から毎年0.354%引上げ） | 厚生年金17.828%（平成27年9月～） |
| ・国民年金：16,900円※平成16年度価格（平成17年4月から毎年280円引上げ） | 国民年金15,590円（平成27年4月～） |

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

積立金の運用が年金水準に与える影響について

公的年金は、将来の保険料水準を固定した上で、積立金の活用を含め、おおむね百年程度の財政均衡期間を通じて年金財政の均衡が保たれるよう、年金額的水準を将来に向けて調整していく仕組み



- 年金額は物価又は賃金の変動に応じて改定される仕組みであり、単年度の運用実績を理由として年金額は改定されるものではない。
- 長期的には、人口構造、就業構造等の動向と同様に、長期間の年金積立金の運用実績がマクロ経済スライドの調整期間の変動を通じて将来の年金額の水準に影響を与えることはあり得る。

(参考) 厚生年金の収支状況の推移

(単位: 億円)

| 年度 | 収入合計(実質) | | | | 支出合計 (実質) | 収支 差引残 | 年度末 積立金 |
|-------------|----------|---------|--------|---------|--------------|-----------|------------|
| | | 保険料収入 | 国庫負担 | 運用収入 | | | |
| 昭和40 (1965) | 3,815 | 2,974 | 57 | 784 | 398 | 3,418 | 14,414 |
| 45 (1970) | 10,264 | 7,479 | 278 | 2,496 | 1,602 | 8,662 | 44,202 |
| 50 (1975) | 31,161 | 22,020 | 1,589 | 7,510 | 9,701 | 21,460 | 122,869 |
| 55 (1980) | 70,393 | 47,007 | 5,466 | 17,846 | 34,073 | 36,319 | 279,838 |
| 60 (1985) | 117,599 | 75,053 | 9,135 | 33,294 | 64,613 | 52,986 | 507,828 |
| 平成2 (1990) | 194,205 | 130,507 | 21,442 | 42,152 | 127,776 | 66,430 | 768,605 |
| 7 (1995) | 270,624 | 186,933 | 28,295 | 55,268 | 197,831 | 72,793 | 1,118,111 |
| 12 (2000) | 283,137 | 200,512 | 37,209 | 43,067 | 262,320 | 20,817 | 1,368,804 |
| 17 (2005) | 374,280 | 200,584 | 45,394 | 91,893 | 353,284 | 20,997 | 1,403,465 |
| 22 (2010) | 313,768 | 227,252 | 84,326 | △ 3,069 | 379,804 | △ 66,036 | 1,141,532 |
| 23 (2011) | 348,878 | 234,699 | 84,992 | 24,201 | 375,420 | △ 26,542 | 1,114,990 |
| 24 (2012) | 431,948 | 241,549 | 80,583 | 104,707 | 368,115 | 63,833 | 1,178,823 |
| 25 (2013) | 433,686 | 250,472 | 83,058 | 95,329 | 376,371 | 57,316 | 1,236,139 |
| 26 (2014) | 517,656 | 263,196 | 87,690 | 142,762 | 387,139 | 130,517 | 1,366,656 |

注1 昭和61年度以降の収入合計(実質)と支出合計(実質)は、基礎年金交付金、制度間調整交付金、船員保険特別会計、労働保険特別会計より受入及び職域等費用納付金の額を除いたものである。また、平成17年度以降の収入合計(実質)は、積立金より受入の額を除いたものである。

注2 平成13年度以降は、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。

(参考) 国民年金の収支状況の推移

(単位: 億円)

| 年度 | 収入合計(実質) | | | 支出合計 (実質) | 収支 差引残 | 年度末 積立金 | |
|-------------|----------|--------|--------|--------------|-----------|------------|--------|
| | 保険料収入 | 国庫負担 | 運用収入 | | | | |
| 昭和40 (1965) | 497 | 248 | 146 | 103 | 19 | 478 | 1,946 |
| 45 (1970) | 1,849 | 1,064 | 394 | 391 | 163 | 1,686 | 7,271 |
| 50 (1975) | 6,938 | 3,690 | 2,133 | 1,093 | 4,623 | 2,315 | 18,147 |
| 55 (1980) | 19,077 | 11,824 | 5,420 | 1,507 | 15,976 | 3,101 | 26,387 |
| 60 (1985) | 27,323 | 15,762 | 8,431 | 1,827 | 26,882 | 441 | 25,939 |
| 平成2 (1990) | 26,737 | 13,053 | 9,548 | 1,737 | 20,297 | 6,440 | 36,317 |
| 7 (1995) | 34,861 | 18,251 | 11,846 | 3,184 | 28,049 | 6,813 | 69,516 |
| 12 (2000) | 36,187 | 19,678 | 13,637 | 2,828 | 32,596 | 3,591 | 98,208 |
| 17 (2005) | 42,966 | 19,480 | 17,020 | 6,451 | 43,350 | △ 384 | 96,766 |
| 22 (2010) | 33,812 | 16,717 | 16,898 | △ 194 | 31,498 | 2,314 | 77,394 |
| 23 (2011) | 36,348 | 15,807 | 18,660 | 1,662 | 34,717 | 1,632 | 79,025 |
| 24 (2012) | 45,566 | 16,124 | 21,938 | 7,293 | 43,145 | 2,421 | 81,446 |
| 25 (2013) | 44,067 | 16,178 | 21,119 | 6,622 | 41,021 | 3,046 | 84,492 |
| 26 (2014) | 45,530 | 16,255 | 19,283 | 9,865 | 39,394 | 6,136 | 92,667 |

注1 昭和61年度以降の収入合計(実質)と支出合計(実質)は、基礎年金交付金の額を除いたものである。また、平成17年度以降の収入合計(実質)は、積立金より受入の額を除いたものである。

注2 平成13年度以降は、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。